

「資金化対策」のご案内!!

東日本建設業保証(株)グループ

KKS

“東日本大震災被災地の下請・資材企業”の皆様へ

KKS保証ファクタリング **「手形・電子記録債権買取」**

～国土交通省 下請債権保全支援事業～

すぐに現金にできます

手形・電子記録債権の支払期日まで待つ必要がありません。
受け取った手形は、すぐに現金化できます。

買戻す必要がありません

万一手形・電子記録債権が不渡りになっても、割引ではなく買取なので買戻す必要がありません。

**取引金融機関の
融資枠を残しておきたい!!**

**元請から突然手形払い
に変更されたけど
すぐに現金化したい!!**

**振出人の
倒産リスクに
備えたい!!**

こんな要望に応えます!!

※)買取にあたり当社所定の審査があります。審査の結果により、貴社のご希望に沿えない場合があります。

国土交通省下請債権保全支援事業

KKS保証ファクタリング専用ダイヤル→**03-3545-8562**

KKS 株式会社 建設経営サービス

(東日本建設業保証(株)100%子会社)



ご利用頂ける下請・資材企業の方

資本金20億円又は従業員1,500人以下の建設企業又は資材企業であり、かつ右表に該当する企業に限られます。		工事場所が被災地域に	
		ある	ない
被災地域に本店が	所在する	○	○
	所在しない	○	×

○は、該当する企業 ×は、該当しない企業

※ お申込時点で、行政庁から「営業停止処分」、「指名停止処分」または「許可取消処分」を受けている企業は利用できません。



手形買取のご利用例（買取料の計算）

【前提条件】

手形金額：500万円、買取料率：年率5.0%（助成後3.5%）
買取日数：100日のケース

買取料＝手形金額×買取料率×買取日数（両端入れ）÷365日
買取料率＝当社所定の買取料率－助成料率

● 買取料の計算

手形金額500万円×3.5%（買取料率5.0%－助成料率1.5%）×100日÷365日＝47,945円

● 貴社のご負担額

47,945円

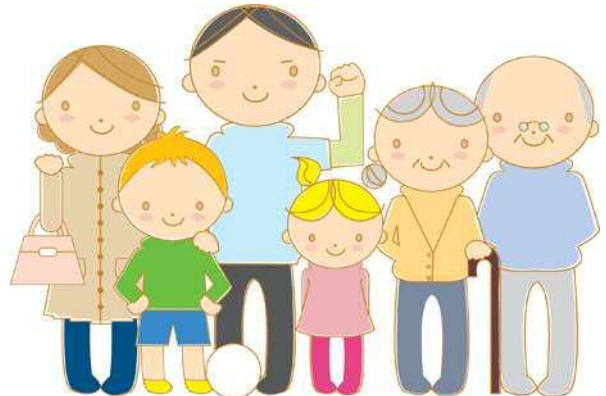


元請建設企業の条件

次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ①保証を開始する日の年度またはその前年度に公共工事受注実績がある。
- ②経営事項審査を受審していること。

不明な場合は、下記までお問い合わせ下さい。



「被災地域」とは、

東日本大震災で災害救助法が適用された岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村

詳しくはWEBで

検索

www.kks-21.com

発行人・お問合せ先

KKS 株式会社 建設経営サービス

貸金業登録番号 関東財務局長(3)第01480号

URL <https://www.kks-21.com>

ファクタリング事業部

首都圏本部

宮城営業所

愛知営業所

石川営業所

東京都中央区築地5-5-12

東京都中央区八丁堀2-5-1

宮城県仙台市青葉区支倉町2-48

愛知県名古屋市中区武平町5-1

石川県金沢市弥生2-1-23

TEL 03-3545-8562

TEL 03-5540-6066

TEL 022-262-8622

TEL 052-962-3525

TEL 076-242-1285